

袈裟と有職織物

令和六年一月二十四日 京都国立博物館 山川 曉

- 1 真宗大谷派所蔵染織品と有職織物
- 2 律にみる袈裟と衣材
- 3 衣材の変容 ―法皇の袈裟―
- 4 『法体装束抄』にみる法体の公家装束

〈資料1〉ゆうそくおりもの 有職織物

平安末期から近世まで公卿の装束調度に用いた織物。有職文の織文がある。武家服飾に対して公家の服飾は固定的で形式や着装法・織文様にまで及んだ。ことに束帯の袍では位階により、各家により特定の有職文があり、現代まで伝承される。織物の組織は、綾・錦で、文様は櫻文・立涌文・亀甲文・石畳文・窠文・唐草文・七宝文・雲鶴文・浮線綾文・海賦文など。

吉田光邦ほか監修 『原色染織大辞典』

〈資料2〉袈裟誕生の挿話

時阿難待佛後執扇扇佛，
佛願語阿難「我欲南山國土遊行。」
阿難受勅尋從。既到南山國土，時至乞食，食訖到一樹下敷尼師檀結跏趺坐，是時近山有好稻田畦畔齊整，
佛告阿難「汝見彼稻田畦畔齊整不。」
答言「見。」

佛告阿難「此深摩根衣能法此田作衣不。」
阿難言「能。」

即以衣與阿難。阿難受已小却，即割截簪縫中脊衣，葉兩向收髮展張還奉佛。

佛讚「善哉，善哉。此衣割截如是作應法。」

『十誦律』卷二十七

〈資料3〉袈裟の衣材

五人白佛「我等當持何等衣」
佛言「聽持糞掃衣及十種衣 拘舍衣、劫貝衣、欽跋羅衣、芻摩衣、又摩衣、舍兔衣、麻衣、翅夷羅衣、拘攝羅衣、嚩羅鉢尼衣。如是十種衣，應染作袈裟色持。」

『四分律』卷三十九

〈資料4〉糞掃衣とは

諸比丘不知有幾種糞掃衣，以是白佛，佛言「糞掃衣有十種 王受位時所棄故衣、塚間衣、覆塚衣、巷中衣、新嫁女所棄故衣、女嫁時顯節操衣、產婦衣、牛嚼衣、鼠咬衣、火燒衣。」

『五分律』卷二十一

〈資料5〉律にみる袈裟の規定

縫製

割截（裁断した裂を田圃のように縫い繋ぐ）
却針（返し縫い）

所持数・三枚

安陀衣（五条小衣・腰から下に着用・作業着）
鬱多羅僧（七条中衣・上半身に着用・日常着）
僧伽梨（九条以上大衣・上半身に着用・晴れ着）

最も尊い衣財・糞掃衣

牛嚼衣・鼠嚼衣・焼衣・月水衣・産婦衣・
神廟中衣・塚間衣・求願衣・受王職衣・往還衣
衣財・十種衣

色調

拘舍衣、劫貝衣、欽跋羅衣、芻摩衣、又摩衣、
舍兔衣、麻衣、翅夷羅衣、拘攝羅衣、嚩羅鉢尼衣
壊色 (kasaya・くすんだ色) に染める

〈挿図1〉後白河法皇(一一二七〜九二)像 神護寺蔵



参考文献2 64頁より引用

〈資料6〉天皇家にのみ許容される規範を外れた装束

御装ひなどひきつくるひたまひて、いたう暮るるほどに、待たれてぞ渡りたまふ。

桜の唐の綺の御直衣、葡萄染の下襲、裾いと長く引きて。皆人は表衣なるに、あざれたる大君姿のなまめきたるにて、いつかれ入りたまへる御さま、げにいと異なり。花の匂ひもけおされて、なかなかことざましになむ。

『源氏物語』花宴

〈資料7〉『法体装束抄』目次

- | | | |
|---------|-----------|---------|
| 一 鈍色着様事 | 一 五帖袈裟懸様事 | 一 椎鈍事 |
| 一 裘帶事 | 一 指狩事 | 一 付衣事 |
| 一 法服事 | 一 平袈裟事 | 一 衲袈裟事 |
| 一 甲袈裟事 | 一 入道衣袴事 | 一 童体直衣事 |
| 一 同狩衣事 | 一 同狩襖事 | 一 同半裾事 |
| 一 水干事 | 一 同垂頭事 | 一 同浄衣事 |
| 一 同髪結様事 | | |

〈主要参考文献〉

1. 山口昭彦「報告I」東本願寺の有職について『本願寺の有職と服飾文化』（北陸真宗史研究会第3回例会資料）二〇〇四年。
2. 京都国立博物館編『高僧と袈裟 ころもを伝えこころを繋ぐ』（展覧会図録）京都国立博物館、二〇一〇年。
3. 近藤好和『法体装束抄』にみる法体装束『立命館文学』六二四、二〇一二年。